

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No 13

府省庁名 農林水産省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）

要望項目名 中小企業等の貸倒引当金の特例等の延長（③漁業協同組合等関係）

要望内容（概要）

適用期限の2年間延長

- ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）
内国法人が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。
- ・特例措置の内容
期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができることとされているが、漁業協同組合については、さらに繰入限度額を10%増しとすることができる。
(法定繰入率)

業種	法定繰入率
卸・小売業者	10/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
割賦販売小売業	13/1000
その他	6/1000

関係条文

法人税法第52条、租税特別措置法第57条の9、第68条の59
地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4

減収見込額

[初年度] - (▲42) [平年度] - (▲42)
[改正増減収額] - (単位：百万円)

要望理由

(1) 政策目的
漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定

(2) 施策の必要性
漁業協同組合等及び取引先である水産業関連事業者は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や魚価の変動等外的要因に大きく影響を受けやすい。このことから、漁業協同組合等は、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。
貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。
厳しい経営環境の中において必要な役割を果たしていくため、漁業協同組合等の基盤を強化し、これにより漁業経営の安定という政策目的の実現を図るため、本措置により組合の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することが必要である。

本要望に対応する縮減案

なし

	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																		
合理性	政策の達成目標	漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。(政策目的と同趣旨)																		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成33年3月31日まで(2年間)																		
	同上の期間中の達成目標	本措置により、貸倒リスクへの対応力が広く維持・強化されることにより、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図るとともに、漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る。																		
	政策目標の達成状況	<p>漁協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制特例措置により、財務基盤を高め、経済事業未収金に係るリスク担保力を強化することにより、販売事業の強化を図っている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="389 1223 1313 1355"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売事業の取扱高</td> <td>10,913</td> <td>11,336</td> <td>11,087</td> <td>11,112</td> <td>11,179</td> <td>11,126</td> <td>11,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売事業の取扱高の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。平成29年度以降の見込額は、直近3カ年の平均値。</p>	区分	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	販売事業の取扱高	10,913	11,336	11,087	11,112	11,179	11,126	11,139		
区分	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)													
販売事業の取扱高	10,913	11,336	11,087	11,112	11,179	11,126	11,139													
有効性	要望の措置の適用見込み	<p style="text-align: right;">(単位：組合)</p> <table border="1" data-bbox="389 1541 1283 1673"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組合数</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>607</td> <td>608</td> <td>581</td> <td>599</td> <td>596</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※見込組合数は直近3カ年の平均値。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用組合数	664	606	607	608	581	599	596	592
		区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)										
適用組合数	664	606	607	608	581	599	596	592												
ページ	13—2																			

平成 29 年度では、対象となる漁業協同組合等 581 組合が特例の適用を受けており、金額では 63 百万円のコスト（減収額）により 329 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。
（単位：組合、百万円）

区分	25 年度 (実績)	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (実績)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
適用組 合数	664	606	607	608	581	599	596	592
減収見 込額	37	35	50	57	29	45	44	39
貸倒引 当金の 繰入増 加額	377	348	551	622	329	500	484	437

要望の措置の
効果見込み
(手段としての
有効性)

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし
	要望の措置の 妥当性	<p>漁業者への販売・購買事業を行っている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等で予算を手当することは難しく、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等の貸倒リスクが増加し、販売事業の強化等による漁業者の所得向上への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：件、百万円)																																									
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																																				
	適用件数	664 (664)	606 (606)	607 (607)	608 (626)	581 (613)																																				
	減収額	37 (37)	35 (32)	50 (66)	57 (45)	29 (48)																																				
※平成29年度の減収額が見込額（下段括弧書き）と乖離したのは、見込額が直近3ヶ年の平均値であるため。																																										
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業者等の貸倒引当金の特例（単体法人） 道府県民税： 375 事業税： 3,054 市町村民税： 1,137 合計： 4,566</p> <p>○中小連結法人等の貸倒引当金の特例 道府県民税： 3 事業税： 21 市町村民税： 8 合計： 32 （単位：百万円、適用業種全体の総数であること。）</p> <p>適用組合数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況を確認したところ、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき推計されたものであり、漁業協同組合等を特定することが困難であるため、独自に調査した。</p>																																									
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>平成29年度では、対象となる漁業協同組合等581組合が特例の適用を受けており、金額では63百万円のコスト（減収額）により329百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：組合、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組合数</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>607</td> <td>608</td> <td>581</td> <td>599</td> <td>596</td> <td>592</td> </tr> <tr> <td>減収見込額</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>57</td> <td>29</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額</td> <td>377</td> <td>348</td> <td>551</td> <td>622</td> <td>329</td> <td>500</td> <td>484</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table>						区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用組合数	664	606	607	608	581	599	596	592	減収見込額	37	35	50	57	29	45	44	39	貸倒引当金の繰入増加額	377	348	551	622	329	500	484	437
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																		
適用組合数	664	606	607	608	581	599	596	592																																		
減収見込額	37	35	50	57	29	45	44	39																																		
貸倒引当金の繰入増加額	377	348	551	622	329	500	484	437																																		
前回要望時の達成目標	本措置により、貸倒リスクへの対応力が広く維持・強化されることにより、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化が図られることから、平成30年度に漁業協同組合の繰越欠損金総額を213億円まで削減することを目標とする。																																									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>繰越欠損金総額の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越欠損金総額</td> <td>253</td> <td>205</td> <td>168</td> <td>158</td> <td>148</td> <td>138</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table> <p>※繰越欠損金総額の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。平成29年度以降の見込額は、平成28年度実績から毎年10億円減少させたもの。 繰越欠損金総額は平成30年度までに213億円まで削減することを目標としていたが、これを超え、平成28年度末までに168億円まで解消している。</p>						区分	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	繰越欠損金総額	253	205	168	158	148	138	128																				
区分	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																																			
繰越欠損金総額	253	205	168	158	148	138	128																																			
これまでの要望経緯	<p>昭和41年度 創設</p> <p>昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ</p> <p>平成10年度 資本金1億円超の内国法人（公益法人及び協同組合等は除く）については法定繰入率を廃止</p> <p>平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 (中略)</p> <p>平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ (中略)</p> <p>平成29年度 繰入限度額の割増を12%から10%に引下げ</p>																																									